保険 の変更と保険料の決定について

後期高齢者医療被保険者証 平成30年 有効期限 7月31日 01234567 被保険者番号 被 住 所 静岡県榛原郡川根本町〇〇〇123番地 保 険 川根本 太郎 男 氏 名 者 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 資格取得年月日 発効期日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 交付年月日 平成28年 8月 1日 一部負担金 の割合 〇割 39224290 保険者番号 並びに保険 者の名称及 静岡県後期高齢者医療広域連合 TEH!

8月1日から被保険者証(保険証) 「藤色」に変わります

○8月1日から後期高齢者医療 被保険者証(保険証)が変わり

の保険証は、 名などの個人情報が悪用されな するなどして処分し、 過ぎた古い保険証は細かく裁断 以降は使えません。 日までとなっており、 今まで使っていたオレンジ色 有効期限が7月31 有効期限を 8月1日 住所・氏

す。

課

ま

す。 賦

月に支給される 金から仮徴 方法によって

険料の決定につい 平成29年度後期高齢 7 者医 一療保

高齢者医療保険成29年度の後期 成29年8月に平 料が決定されま これを確定 ίJ 7.85% 39,500円

3,

5 0 0

円

(1)

へ充てられています。安定的な医 薬局へ支払われる皆さんの医療費 後期高齢者医療保険料は、病院や

療制度を維持していく上で不可欠

平成28年中の所得に基づき、 平

■平成 29 年度保険料率 所得割率 均等割額 57万円 賦課限度額

年間保険料

⑦+①(賦課限度額5万円)

※年度途中で加入、 ※所得割額は、 得金額)を基に算出します。 (平成29年度は平成28年中の所 月割りにて算出します。 前年中の所得金額 喪失された場

○保険料の納め方

口座振替による方法(普通徴収)が よる方法(特別徴収)と、 納付の方法は、年金差し引きに 現金又は

平成29年度分の保険料をすでに納 します。 が大きい場合には、 付している人は、決定した年間保 した年間保険料額よりも仮徴収額 くことになります。その際、決定 し引いた残りの額を納めていただ 険料額から、すでに納めた額を差 過納額を還付 61 ページに掲載した表のような納付 なっています。基本的には、次の は、法令に基づき、原則、年金差 あります。 替による納付を選択することがで いる人でも、申し出により口座振 方法となりますのでご参照くださ し引きによる納付をすることに また、年金差し引きで納付して

します 所得割額 ○年間保険料は以下のとおり算出

籍住民室へお申し出ください きますので、役場税務住民課・

戸

なお、皆さんに納めていただく

均等割額 33万円)×7.85%……… (被保険者 .. の 総 所得 金 額 等 $\dot{\mathcal{P}}$

○保険料軽減措置について

期限までの納付をお願いします。

ですので、

納め忘れのないよう納

どの被扶養者だった人は、 おり保険料が軽減されます。 所得の低い人や健康保険組合な 次のと

《所得の低い人に対する軽減》

額の合計額が以下の 被保険者全員と世帯主の総所得金 世帯内の後期高齢者医療制度の 軽減措置が適用されます。 1 \(\frac{1}{4}\) Ō 場

す。 者数 者数 す。 円以下である場合に軽減措置 ※ は 以 (4) (3) の 全 ② 均 (1)均 予明得がない! 上 2 控除後の総所得金額等が58万 、所得割が2割軽減されます。 等割が2割軽減され 等 等割が9割軽減されます。 等 その他の所得がある人は基 (が ① 年 の) 以下の 円 金収入のみの人の 33)以下 割 33 割 万円以下 1 が5割軽減され 万 が 内、 1 円 0 円 8. 5割 金収入が 万円以 人 人 + + 入80 世 49 27 帯内の: 0) 万 万 万円以下で他 下 闩 闩 軽 1 5 3 被保険 減 <u>*</u> X X 、ます。 】 ,ます。] 基準 ?被保 冷され 被 0) 万 保 へ 険 険 ま

保険料の納付方法 • 納付月 ☆=年金差し引き ◎=現金又は□座振替

納付月 徴収方法	平成 29 年									平成 30 年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1. 仮徴収されていて確定賦課でも年金 差し引きとなる人	☆		☆		☆		☆		☆		☆	
2. 仮徴収されていて確定賦課で普通徴収となる人	☆		☆		☆	0	0	0	0	0	0	0
3. 仮徴収されていなくて確定賦課で年金差し引きとなる人					0	0	☆		☆		☆	
4. 仮徴収されていなくて確定賦課で普通徴収となる人、及び既に年金差し引き中止を申し出ている人					0	0	0	0	0	0	0	0

※年度の途中で 75 歳になられた人や、他市町村から転入された人などは、しばらくの間は、現金又は口座振替での納付の方法(普通徴収)となります。

※特別な事情があって保険料の納付が困難なときは、役場税務住民課・戸籍住民室へご相談ください。

○限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)について

世帯全員が住民税非課税の被保険者は、減額認定証の交付を受けることで、次の場合に減額が適用されます。

- 1. 対 象 者 世帯全員が平成 29 年度住民税非課税(低所得者Ⅱまたは低所得者Ⅰ) の被保険者
- 2. 減額の内容

病院などに入院・通院された場合、保険証とあわせて病院などの窓口に提示することで、自己負担限度額及び標準負担額(食事代など)が、各区分に応じた額に減額されます。

交付された減額認定証は、必ず入院・通院時又は入院した月の月末までに病院などの窓口に提示してください。

なお、<u>減額認定証が交付されていないと、これらの減額は適用されません</u>ので、上記「対象者」に該当される方で、減額認定証が必要な方は、以下の手続方法をご確認ください。

- 3減額認定証交付の手続方法
 - ◎既に減額認定証をお持ちの方

現在交付されている減額認定証は、「平成 29 年 7 月 31 日」が有効期限です。

8月以降も上記「対象者」に該当される方は、自動更新されますので申請する必要はありません。

なお、減額認定証は、7月末までにお住まいの町の後期高齢者医療担当課から送付されます。

◎減額認定証をお持ちでない方

現在、減額認定証をお持ちでなく、上記「対象者」に該当される方は、<u>必ず病院などへ受診する前に役場税務住民課・</u> 戸籍住民室または総合支所窓口業務室に申請をしてください。

申請がないと減額認定証は交付されません。また、食事代等の減額が適用されるのは、申請された月(長期入院該当の場合は申請翌月)の初日からとなります。

※自己負担限度額及び標準負担額(食事代など)は、所得区分によって異なります。詳しくは、保険証更新の際に同封された小冊子をご覧ください。